

天草・宇土半島地域5連貼り観光促進ポスター作成業務企画コンペ提案要領

天草・宇土半島地域5連貼り観光促進ポスター作成業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を理解の上、次のとおり企画提案をお願いします。

1 事業概要

(1) 委託業務名

天草・宇土半島地域5連貼り観光促進ポスター作成業務

(2) 見積限度額

本業務の見積限度額は、金2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものであるが、後述する見積書の金額はこれを超えないこと。

(3) 契約の期間

契約締結の翌日から平成29年3月31日（金）

(4) 提案・審査スケジュール

日時（曜日）	内容
平成28年11月14日（月）	募集開始
平成28年11月21日（月）	参加表明書提出期限
平成28年12月19日（月）	コンペ企画提案書提出期限
平成28年12月26日（月）	コンペ審査会（予定）
平成29年1月上旬	結果通知（予定）

2 参加資格の条件

参加申込みをするに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たした者であること。

- (1) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有する法人である者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 国税、県税及び市町村税の滞納がない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っていないもの

3 参加表明書の提出

提出物 参加表明書（様式第1号）

提出先 末尾提出先

提出方法 持参，郵送，FAX，メールのいずれかにて提出

参加表明書提出後の辞退は「参加辞退届」（様式第2号）を提出すること。

提出期限 平成28年11月21日（月）17時まで【必着】

提出期限までに提出等を行わない者は、参加表明書の提出がなかったものと見なす。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書（様式第3号 提出物1部）

イ 自由提案の企画書（提出部数1部，PDFデータ）

- ウ 作業計画及び実施体制計画書（提出部数1部，PDFデータ）
 - 作業計画
本事業の実施に関し、具体的なスケジュールを示すこと。
 - 実施体制計画
本事業の実施に関し、予定される体制、人員、役割分担（予定される責任者及び担当者）を明確に記載すること。
 - エ 参考見積書（提出部数1部）
 - 積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
 - 見積額には消費税を含んだ金額を記載すること。
 - オ 使用する紙質のサンプル（提出部数7部）
 - カ デザイン案
 - イラストや文字はダミーでも可。
 - キ 類似業務実績表（様式第4号）
- (2) 提出先 末尾提出先
(3) 提出方法 郵送又は持参
(4) 提出期限 平成28年12月19日(月)17時まで【必着】

5 企画提案書等の審査

(1) 提案書等の審査

ア 本業務の受託事業者選定にあたっては、「天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会コンペ審査会」（以下「審査会」という。）において、実績、見積額、企画提案内容等から総合的に審査（書類審査）を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

イ 審査会における審査基準は以下のとおりとする。

<審査基準>

企画提案の目的適合性

ア デザイン

- ・注目されるようなインパクトのあるデザインか
- ・みやすく、わかりやすいデザインか

イ 内容

- ・業務の趣旨に沿った提案内容となっているか
- ・独自の有効な工夫があるか

実施計画及び実施体制

- ・仕様書に十分対応できるスケジュール、体制になっているか

見積額 提案内容から見て経済的かつ妥当な金額か

ウ 審査にあたっては、点数制で審査を行い、最高点の案を提案した者を選定する。提出が1者の場合、その者の得点が満点の半分の点数以上の場合には、その者を選定する。なお、必要な契約条件に合致しない場合又は契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

(2) 結果通知

結果については、速やかに文書にて行う。なお、他のコンペ参加者や評価点については公表しない。

(3) 優先交渉権

審査会にて選定された優先交渉権は、仕様、価格等について天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会と協議の上、所定の契約手続きを経て決定を受けることにより受託事業者となる。

6 その他の留意事項

- (1) コンペにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該コンペに要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付が必要となる。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに返還する。
- (4) 次のいずれかの事項に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。
 - ・契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
 - ・契約の相手方が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したと証する書類を提出したとき。
- (5) 本説明書及び別添仕様書において、不明な点がある場合は、末尾問い合わせまで確認すること。
- (6) (5)の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う。(提案書提出期限まで)
- (7) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (8) 提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。
- (9) 提出された提案書等は返却しない。
- (10) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (11) 提出された提案書等を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。
- (12) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ア 提案書等の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合。
 - イ 特定結果に及ぼすような不誠実な行為を行った場合。

【問い合わせ先】

天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会
担当 宇城市企画部企画課企画政策係(内富・松浦)
〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地
TEL 0964-32-1902 FAX 0964-32-2222
E-mail matsuura-kenichi@city.uki.lg.jp